

平成22年第1回涌谷町議会臨時会（第1日）

平成22年1月27日（水曜日）

議事日程（第1号）

1. 開 会
1. 開 議
1. 議事日程の報告
1. 会議録署名議員の指名
1. 会期の決定
1. 議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決
1. 議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決
1. 議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決
1. 議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決
1. 閉会について
1. 閉 会

午前10時開会

出席議員（14名）

1番	杉浦謙一君	2番	久勉君
3番	大平義孝君	4番	安部元彦君
5番	伊藤雅一君	7番	鈴木英雅君
8番	大泉治君	9番	菅原富士郎君
10番	長崎達雄君	11番	遠藤稔雄君
12番	木村正義君	13番	笹木健一君
14番	加藤紀君	15番	大橋信夫君

欠席議員（1名）

6番	門田善則君
----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町長	大橋莊治君	副町長	安部周治君
総務企画課長	菅原孝治君	総務企画課 統括主幹	城口貴志生君
町民税務課長	齋藤正俊君	町民税務課 統括主幹	高橋勝一君
町民医療福祉センター 総務管理課長	佐々木敏雄君	町民医療福祉センター 総務管理課統括主幹	高橋宏明君
町民医療福祉センター 健康福祉課長	安部政志君	町民医療福祉センター 健康福祉課副参事	熊坂礼子君
建設水道課長	菊地満君	建設水道課 統括主幹	澤田勝治君
産業振興課長	大友信一君	会計課長	櫻井信君
教育委員会教育長	木村達夫君	教育文化課長	久道章夫君
教育文化課 統括主幹	大川由美子君	教育文化課 統括主幹	三塚尚登君
代表監査委員	牛渡稔君	農業委員会会長	佐竹榮一君

事務局職員出席者

事務局長	佐々木忠弘	総務班長	柴村洋子
主査	荒木達也		

◎開会の宣告

(午前10時)

○議長(大橋信夫君) おはようございます。

臨時会のご案内差し上げましたところ、快くご出席いただきましてありがとうございます。

ここで、開会前にお知らせいたします。門田善則議員より欠席の届けが出ております。

ただいまから平成22年第1回涌谷町議会臨時会を開会します。



◎開議の宣告

○議長(大橋信夫君) 直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長(大橋信夫君) 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりです。



◎会議録署名議員の指名

○議長(大橋信夫君) 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名は、会議規則第110条の規定により、議長において2番久 勉君、3番大平義孝君を指名いたします。



◎会期の決定

○議長(大橋信夫君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(大橋信夫君) 異議なしと認めます。

よって、今期臨時会は、本日1日と決しました。



◎議案第1号から議案第3号までの上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第3、議案第1号 涌谷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例から日程第5、議案第3号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例まではそれぞれ関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋荘治君） 皆さん、おはようございます。

それでは、提案の理由を説明申し上げます。

ただいま一括上程されました議案第1号から議案第3号の提案の理由を申し上げます。

本案は、昨年3月に策定いたしました町民医療福祉センター改革プランを踏まえ、平成22年度から病院事業等につきまして公営企業法全部適用にするため、必要な規定をいたすものでございます。

議案第1号の設置条例につきましては、事業の設置が公営企業法全部適用について規定するものでございます。

次に、議案第2号の給与条例につきましては、事業職員の給与の種類等を規定するものでございます。

また、議案第3号は、病院事業管理者が公営企業法により特別職になることから、既存の条例中に所要の規定を整備するものでございます。

なお、詳細につきましては担当統括主幹から説明いたさせますのでよろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 高橋統括。

○町民医療福祉センター総務管理課統括主幹（高橋宏明君） それでは、ご説明申し上げます。

議案第1号 涌谷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例についてご説明申し上げます。

議案書をお開きいただきたいと思います。

第1条、病院事業の設置でございますが、国民健康保険病院、老人保健施設、訪問看護ステーションの3事業について病院事業として位置づける規定をいたしたものでございます。

第2条、経営の基本では、企業経営に経済性と公益性、また第2項において公立病院として経済性のみならず、各種保険制度の円滑な実施をうたったものでございます。第3項、第4項は病院事業、老人保健施設事業の事業規模を規定したものでございます。

第3条、地方公営企業法の適用でございますが、ただいま町長の提案理由でございますように、4月から全部適用にいたそうとするものでございます。

第4条、病院事業管理者及び組織では、病院事業に町長の補助機関である事業管理者を置き、第2項で管理者の補助組織を置く規定、第3項では病院事業管理者の名称を規定したものでございます。

第5条では、地方公営企業法第33条で規定されている重要な資産の取得について準則により予算の定めが必要な下限額を700万円とするものでございます。

第6条、第7条は、それぞれ地方公営企業法で規定されている重要な資産の取得について準則により予算の定めが必要な下限額を規定するものでございます。

第8条は、公営企業法の規定に基づき業務状況説明書類の町長への提出時期等を規定したものでございます。附則では条例の施行期日並びにこの条例の施行に伴い涌谷町国民健康保険病院事業、老人保健施設及び訪問看

護ステーション事業の設置等に関する条例を廃止いたそうとするものでございます。

それでは、4ページをお開きいただきたいと思います。

議案第2号 浦谷町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、地方公営企業法全適になった際、地方公営企業法により職員の給与の種類及び支給方法について条例で規定する必要があるため制定するものでございます。

第1条は、ただいま申しました趣旨についてでございます。

第2条は、病院事業職員の給与の種類を規定したものでございます。

第3条は、給料表の規定でございますが、実際の給料表につきましては、管理規定等で定めるものでございます。

第4条は、給料の調整額について定め、第5条の管理職手当から7ページ第19条の退職手当までは、それぞれ手当の支給根拠等について定めようとするものでございます。

第20条は、勤務しない時間の給与の減額についての規定、第21条は、退職者の給与についての規定でございます。

第22条は、地方公営企業等の労働に関する法律により、組合専従者、第23条は地方公務員の育児休業等に関する法律による育児休業職員、第24条は地方公務員法による自己啓発休業職員に給与を支給しないことを規定したものでございます。

第25条は、再任用職員等について扶養手当、住居手当、退職手当について適用除外とするものでございます。

第26条は、非常勤職員、臨時雇用者の給与についての規定でございます。

附則につきましては、施行期日を4月1日にいたそうとするものでございます。

次に、議案第3号 町長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

条例の新旧対照表をお開き願います。

今回の改正につきましては、管理者は地方公営企業法により常勤の特別職となりますことから、本条例の一部を改正いたそうとするものでございます。

第1条は、町長及び副町長を特別職の職員で常勤のものに改めるものでございます。

第2条は、病院事業管理者の給料月額を新たに追加し、月額を75万円にいたそうとするものでございます。

第3条は、新たに第2項を追加し、病院事業管理者が医師である場合、通勤手当、期末手当のほかに給料の調整額、扶養手当、地域手当、特殊勤務手当及び住居手当を支給することができることを規定いたしましたものでございます。

次のページ、第4条第2項におきましては、医師である管理者の期末手当の基礎額を他の医師と同一の計算方法の取り扱いにしようとするものでございます。また、新たに第4項を追加し、給料の調整額のほか、諸手当の支給方法について規定いたしましたものでございます。第5項は、従前の第4項が項ずれし、第4項も含めて適用させる項を指定するため、前項を前2項といたそうとするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。11番。

○11番（遠藤稔雄君） 議案第1号に関しまして質問でございますが、ちょっと品目の判断に困りましたので、こ

の際お聞きしたいと思います。と言いますのは、病院事業として3事業、いわゆるこれまで私たちの認識しておりました企業会計3部門を病院事業と示してございますが、それで管理者との関係でございまして、病院管理者がこの病院事業の業務を執行するために病院管理者を置くと。そうすると、単純に考えると企業会計3部門を管理者が管理運営するという解釈ができますけれども、ただ、そうしますと、管理者の名称が医療保険福祉管理となっておりますし、第2条の2項によりますと、介護、国保、そういったような事業を円滑に図ることになりますと、これまでのいわゆるセンター長として病院3事業のほかに保健福祉の部分まで統括しておったということでございますが、そのところをこれまでどおりになるのかな、それどもきちんと給与会計のみを管理していただくようになるのかなというので、ちょっと判断しかねますので、その辺さらに説明をいただきたいと思います。

○議長（大橋信夫君） 高橋統括。

○町民医療福祉センター総務管理課統括主幹（高橋宏明君） ただいまのご質問について回答いたします。

事業管理者の職につきましては、医療福祉センターの場合、地域包括ケアということでやっておりますので、ただ単に病院であるとか介護の部分だけではなく、保健活動等もその地域包括ケアの中に含まれるということで、その部分については、今回の条例とは別に事務委任についての規則であるとか、それから専決決済規定等で規定し、その部分についても事業管理者の方で見たいこうとするものでございます。

○議長（大橋信夫君） 11番。

○11番（遠藤釈雄君） ご案内のように、病院事業本体の要点事業でございますが、大変厳しい中で2条によりましては、まず第一に企業の経済性を発揮する。それと同時に第二に公共の福祉を増進するというので、この二つを持ってありますが、そういった中で特に最初にあります経済性を発揮するということは、そこに管理者としての相当の責任というものが発生してくると思いますので、ただいま説明がございましたけれども、これまでどおりと同じ形態の中での管理という、いわゆる集中力、事務的なことと申しましたけれども、集中力の点でもう少し私たちにも明確に管理者の責任というものを通しまして、その役割というものをもう少し明確にもう一度説明していただきたいと思います。そういうふうにならば、どういったような形で管理者がこれから存在するのかなというので、ちょっと判断しかねますので、もう一度その辺を踏まえて説明をいただきたいと思います。

○議長（大橋信夫君） 高橋統括。

○町民医療福祉センター総務管理課統括主幹（高橋宏明君） 病院事業管理者として経営の方に専念していただきたいというご質問かと思いますが、涌谷町と同じような形態をとっております広島県尾道市のみつぎ総合病院であったり、岩手県の藤沢町にあります藤沢病院であったり、先行して公営企業法全部適用している病院でございますが、そのいずれも大体今回規定したのと同様な方式でやっておるかと思いますが、それで、公営企業法全部適用した場合の病院事業管理者というのは、今回条例で設置したような形になりますが、医療法上の病院管理者というのは事業管理者が任命するものということで、今までどおり事業管理者の下に院長がいるという形になりますので、そういった病院の経営に特化した部分については、その院長なりの経営判断というものも働くかということになるかと思いますが、その辺は大丈夫かなというふうには判断しております。

○議長（大橋信夫君） 10番。

○10番（長崎達雄君） 地方公営企業法の全適について、その事業管理者を置きますね、そうすると4年間の任期だと、そして結果責任を問うことになるんですけど、その事業管理者の権限についてお伺いしたいんです。全部適用というのは、地方公営企業法の全規定、事業管理者の任命、これは町長が任命してわかるんですね。そして、独自の職員採用とか、経営状況に応じた給与の決定、企業会計による財務処理の適用を受けることが全部適用だと、そういうふうに私は記憶してるんです。そして、事業管理者というのは経営に必要な人とか金とかものに関するすべての権限を掌握すると同時に、経営責任を負うこと。そして、二つ目は、職員の給与の決定方法も事業管理の仕事だと思うんですよね。そしたら、全部適用の場合は、経営状況等を考慮した上で事業管理者が、経営状況がよい場合は高い給料をくれることができるとか、それが事業管理者の権限に属すると思うんですよね。そしていろいろ全部適用した場合の事業管理者の権限というのは14ぐらいあると思うんですが、どれくらい権限が移譲されるんですかね。

○議長（大橋信夫君） 高橋統括。

○町民医療福祉センター総務管理課統括主幹（高橋宏明君） 事業管理者の権限についてというご質問でございますが、事業管理者の性格そのものが地方公共団体の町の補助機関ということで、病院事業に関しての業務執行権と代表権は有するところでございます。さらに今、議員さんおっしゃられたように、給与の決定なり、病院事業管理者においてできるわけでございますが、給与の決定につきましては、公営企業法全部適用になりますと、職員に団結権が出ますが、一般の企業と違って争議権は付与されませんことから、労使交渉によつての給与の決定の方法になるのかなど。具体的な給料表についてもまだこれから決めるところでございますが、先行した自治体病院等の例を見ていると、大体その給与で、例えば業績なりを反映することができるのは期末勤勉手当、そういった部分だけになって、その他の生活給の部分については、国あるいは他の自治体病院と同等の取り扱いというふうになっているのが通例のようでございます。

○議長（大橋信夫君） 10番。

○10番（長崎達雄君） ちょっとわからないんですけど、公営企業法の9条と10条に、管理者の担任する事務とありますね。それには職員の任免とか、給与、勤務時間、その他の勤務条件、懲戒、予算原案作成権、決算調整権、資産管理・処分権、契約権、労働協約締結権とか、研修及びその他の身分取り扱いに関する事項なんてありますけれども、その事業管理者が職員の任免、これできるんですか。そして、その場合に、例えば仮に事業管理者が緊急に職員が足りないから職員を採用するとなった場合、その採用の方法というのはどういうふうになるんですか。

○議長（大橋信夫君） 高橋統括。

○町民医療福祉センター総務管理課統括主幹（高橋宏明君） 職員の任免については、管理者においてすることが可能になります。その際も、当然自治体病院ということでございますので、一般の公務員採用と同様の手続が必要なものと解釈しております。また、職員の任免について、新規採用の場合、事業管理者においてできるかと思うんですが、役場の方の一般行政職との人事交流においては、規則においてある一定の職以上の職員の任免については町長の了解が必要となるというふうな規定になっているところでございます。

○議長（大橋信夫君） 10番。

○10番（長崎達雄君） さっき、14ぐらい権限があると話したんですけども、この14というのはちょっと読んで

みますね。職員の任免、予算の原案を作成する、そして地方公共団体の長に送付すること。予算に関する説明書を作成し、地方公共団体の長に送付すること。決算を調整し地方公共団体の長に提出すること。議会の議決を経るべき事件についてその議案の作成に関する資料を作成し、地方公共団体の長に送付すること。当該企業の用に供する資産を取得し管理し、及び処分すること。契約を結ぶこと。料金または料金以外の使用料、手数料、分担金もしくは加入金を徴収すること。予算内の支出をするため一時の借入をすること。出納その他の会計事務を行うこと。証書及び公文書類を保管すること。労働協約を締結すること。当該企業に係る行政庁の許可、認可、免許その他の処分で政令で定めるものを受けること。こういうふうに企業管理者の権限として執行できるわけですか。

○議長（大橋信夫君） 高橋統括。

○町民医療福祉センター総務管理課統括主幹（高橋宏明君） ただいま議員さんおっしゃられたところについては、事業管理者において執行できるわけですが、今回提出いたしました条例にありますように、例えば重要な財産の取得については700万円以上については予算に定めるところによるということ、当然それは議会の議決なりが必要になって、事業管理者のみでは執行できないというふうになってございます。

○議長（大橋信夫君） ほかに。5番。

○5番（伊藤雅一君） 二つほどお聞きします。

現在、病院には繰り越し赤字、ことしも赤字が発生すると、そういう見方になっておりますが、引き継ぎなり、それから業務を任せる場合、この赤字を一応整理をして任せるのか、それとも現状の状態のまま引き継いでいくのか、これをひとつお聞きしたいと思います。

それから、もう一つは、今までは町長さんの直接管理ということであったと思いますが、今度は町長さんからすれば間接的な管理というふうなことに変わるんだらうというふうに思います。この場合ですが、経営に対する責任の所在といたしますか、町長さんと間接経営者、この経営上の責任問題をどういうふうに案分することになるのか、その辺あたりをお聞きしたいというふうに思います。

以上二つです。

○議長（大橋信夫君） 高橋統括。

○町民医療福祉センター総務管理課統括主幹（高橋宏明君） 累積債務につきましては、清算するというのではなくて、そのままの状態でご公営企業法の全部適用の形態に移行するものでございます。

それから、町長、事業管理者の経営責任についてでございますが、条例の説明で申しましたとおり、公営企業の管理者につきましては、あくまでも地方公共団体の長の補助機関ということになりますので、一義的に病院経営の不採算の責任は事業管理者かとは思いますが、最終的な責任者は地方公共団体の長に属するものと解釈しております。

○議長（大橋信夫君） 5番。

○5番（伊藤雅一君） 現状のまま引き継いでもらおうというふうな答弁でございますが、これ、累積債務を抱えてるわけですが、この改善方法といたしますか、その見通しとしては、当然近い将来に改善は可能だと、そういった前提に立って多分渡していくんだらうというふうに思うんですが、その辺の見方、その辺あたり確かな見方を持っておられるのかどうか、これまでやってきた検討方法も多分持っておられると思いますので、その辺

あたりをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（大橋信夫君） 5番さん、質問の趣旨はわかりますけれども、ちょっと議案の方からずれておりますが、その部分だけを答えて、あとはその件に関しては閉じたいと思います。

高橋統括。

○町民医療福祉センター総務管理課統括主幹（高橋宏明君） ただいまの件につきましては、昨年3月にお示しいたしました町民医療福祉センター改革プラン法で23年度の黒字化を目指すということで、現在運営を行っていくところでございます。

○議長（大橋信夫君） 2番。

○2番（久 勉君） 前に、改革プランを策定したときに、全適の検討をされたということだったんですけども、その際にもちょっと聞いたんですけど、事業管理者についてどんな論議がされたのかと質問したとき、改革プランのときは、事業管理者のことまでは論議がなかったと。今回のこの条例提案に当たって、ほかの委員会とはこの条例の検討というのはあったのでしょうか。

○議長（大橋信夫君） 高橋統括。

○町民医療福祉センター総務管理課統括主幹（高橋宏明君） 今回の条例提案については、ほかの委員会の方の意見は求めておりません。

○議長（大橋信夫君） 2番。

○2番（久 勉君） 何でほかの委員会にはかけなかったのかということと、それから、かけてないんだから、その事業管理者をどうするかという論議が、当然そういう方たちのご意見は聞いてないということになるかと思いますが、じゃあ、内部では事業管理者のイメージと言いますか、それをどう考えているのか。

○議長（大橋信夫君） 高橋統括。

○町民医療福祉センター総務管理課統括主幹（高橋宏明君） 今回の臨時議会で提案させていただいたということで、時間的ないともがなかったということと、それから、事業管理者のイメージにつきましては、今後、上司と相談して決めていきたいと思っております。

○議長（大橋信夫君） 2番。

○2番（久 勉君） 上司と相談するということでしょうかから、当然町長さん、副町長さんと協議しながら決まっていくと思うんですが、個人的な見解になるかもしれませんが、お医者さんで経営感覚まで有している人というのは、なかなかいらっしやらないというんですか、みつぎの先生みたいなのは、本当に特異な存在と申しますか、ですから、ぜひ病院の経営に明るい方と申しますか、そういう方を求めていただきたい。結局この中で決めている管理者の権限の中にも、例えば先ほど企業のこととか出ましたけど、期末手当、勤勉手当でそういうことでは対応していると、頑張ったということ。ですから、職員のやる気とか、そういうことを起こさせるようなことが、やはり企業努力によって病院が黒字になったらあなたたちにご褒美がありますよとか、そういうことが職員のモチベーションを高める一つの方法かと思っておりますので、ぜひそういう感覚を持った方を選んでいただく。これは質問ではなくて要望になりますので、答えはよろしいです。

○議長（大橋信夫君） ほかに。8番。

○8番（大泉 治君） 確認でございますが、第3号議案の方の部分の、2項の「病院事業管理者が医師の場合に

あつては、その特別の事情により町長が必要と認めるときは」とありますが、何となくはわかるんですが、特別の事情、これはどういった内容なのかお知らせ願いたいと思います。

○議長（大橋信夫君） 高橋統括。

○町民医療福祉センター総務管理課統括主幹（高橋宏明君） この特別な事情というところでございますが、宮城県内、あるいは近隣の病院等のそういった職にある方との均衡が取れたような形ということを特別な事情というふうに表現したものでございます。

○議長（大橋信夫君） 8番。

○8番（大泉 治君） 何か、ちょっとわからないんですが。近隣のといっても規模からして実態、組織、そういったもの、必ずしも似たようなところってほとんどないんですよ。例えば、近隣ではなくて、同形態もしくは同規模、そういったところと同じような形に経営体制をもっていきたいというところをこういった文言を使ったのか。いかがですか。

○議長（大橋信夫君） 高橋統括。

○町民医療福祉センター総務管理課統括主幹（高橋宏明君） ちょっと言葉足らずで申しわけございませんでした。近隣と申しますのも、当然病院の規模等違いますので、同規模病院で比較して遜色がない。特別な事情というというのは、医師についても国家公務員と比較した場合にはやっぱり地方の病院の場合は若干高いということもありますので、そういった事情を参酌し決定していくというところでございます。

○議長（大橋信夫君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号 涌谷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号 涌谷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 涌谷町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号 涌谷町病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大橋信夫君） 日程第6、議案第4号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋荘治君） それでは、議案第4号の提案の理由を申し上げます。

本案は、12月定例会でお認めをいただきました天平の湯改修工事につきまして、平成22年1月25日付で前田建設工業株式会社と8,925万円をもって仮契約を締結いたしましたところでございます。

詳細につきましては、担当統括主幹から説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大橋信夫君） 総務企画城口統括。

○総務企画課統括主幹（城口貴志生君） それでは、議案書の10ページ目をお開きいただきたいと思います。

議案第4号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

契約の目的は、天平の湯改修工事。契約金額8,925万円。契約の相手方、仙台市青葉区二日町4番11号前田建設工業株式会社東北支店、執行役員支店長青木敏久。今回の契約は、さきの12月定例議会でお認めいただきました天平の湯改修工事を契約するものでございます。1月7日に指名委員会を開催いたしまして、早急に改修工事を施工する必要がある、構造がアルミフレームで、構造的にも特殊でありますので、高い技術力が必要となるとの認識から、条件付一般競争入札にて執行することとされました。以上のことから、経営精査事項の建築点数1,500点以上、また、施工後のメンテナンスを考え、宮城県内に本店・支店を有する企業としたものでございます。平成22年1月8日に公告し、1月19日に応札を締め切りましたが、1社だけの応札でございました。1月20日に開札し、予定価格以内であった応札者に資格審査書類の提出を求め、1月22日に審査の結果、落札者と決定したものでございます。なお、工期については、議会の議決した日の翌日から平成22年3月31日までとしておりますが、工事の進捗状況によって工期の延長も考えられます。その際は、3月の定例議会にて繰り越しの措置をお願いしたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（大橋信夫君） これより質疑に入ります。14番。

○14番（加藤 紀君） 今回の改修工事ですけれども、業者が新築の時にいった業者のようでございます。応札者が1件しかなかったということも、これもどどういう形の入札だったのかということですが、それをお聞きしたいというふうに思いますし、もう1点は、今回の事故と、改修について、一般的には10年か11年目ということなんですけれども、設計者ともども、今回改修工事に当る前田建設さんが新築のときにも施工したものだということに思っております。そういう面では、今どきに考えられない工事であったのかなというふうに思

います。何かというと、どちらもプロ中のプロを、設計者というのは当然プロでありますし、施工者も当然日本一流の企業者であります。にもかかわらず、11年間しかもたなかったという問題があります。このことについて、発注者として当然今後検討しなければならない問題であろうというふうに私は考えております。何かというと、10年や何ぼでこういうふうに大改修をしなければならない工事というのは、考えてみれば私たちにも、一部管理する人間としても問題があったのかなというふうに考えております。そういう面では、今度の発注に当たって、何かきちんとした条件とか、保証をつけられたのかどうかお聞きしておきたいというふうに思います。

○議長（大橋信夫君） 菅原総務課長。

○総務企画課長（菅原孝治君） 第1点目の、どういう形での入札方法をやったのかというご質問でございますが、これは、先ほど説明いたしましたように、一般競争入札という形を取らせていただきました。その背景でございますのは、今回の事故を受けて、新たに改修工事を実施しようということでございますが、いろいろな反省点を踏まえながらの入札方法でございます。これは、もう一つは、事業費の原資と申しますか、財源が、市町村振興資金ということでの財源でございます。県からのご指導もございまして、広くそういった業者を募って実施したほうがいだろうということで、うちの方の指名委員会の中でも検討していただきまして、条件付の一般競争入札という形にいたしました。その関係でございますけれども、一つは先ほど説明いたしましたように、非常に、第2点目の質問にもございましたように、10年ちょっとしかもたなかったという、そういった反省を踏まえまして、やはり構造的なもの、設計から入ったわけでございますけれども、構造的なもの、木材を使用したということでのいい点、悪い点、そういったことも反省材料として設計業者と協議いたしまして、今回アルミニウム合金という形での材料選定を行っております。それらの材料の入手する時期的なもの、そういったものも踏まえながら入札方法についても検討したわけでございます。

それと、先ほど申しましたように、アルミニウム合金というのは、船舶とか飛行機等にはよく使用されておりますけれども、構造部材としては余り使用されていないという現況でございます。ただ、新たな工法ということで見直しをしまして、構造的にももつというような判定になってきましたので、今回さびに強いということで採用した経緯がございます。そういったことも含めまして、特殊な構造ということで、それらを施工できる技術を持った業者にやっていただきたいということでございます。そういうことで、経営事項1,500回というのは、建設会社の中でも上位の経営審査事項でございますので、そういったことを条件として、特殊な技術でもございますので、技術的にも高い技術を持ったもの、そして早急に工事ができる業者というようなことで、そういった条件の中で一般競争入札ということで設定したわけでございます。そういうことで、今回の、たまたま工期的なこと、こちらで示した条件の中で応札してくれた業者が1社だけという結果になりましたけれども、確かに設計内容、技術的なもの、そして価格的なもの、かなり厳しい条件を付しての入札でございましたので、こういう結果になったのだらうというふうに思っております。終わります。

○議長（大橋信夫君） 14番。

○14番（加藤 紀君） いろいろと入札条件についてはそれなりにわかりました。私は、一番大事なものは、こういう、言うなれば今回の事故については、建築の場合だろうというふうに思っているんです。そういう面では、設計士にも、またさっきも申し上げましたけれども、施工した業者も超一流であったということでもありますか

ら、本来であればこれらについての今回の腐食の問題は、施工の段階でわかっていたはずだというふうには私は思うんです。そういう面からすれば、設計者、施工者ともに、今どき10年間しかもたない建築なんていうのはほとんどないんですね。一般住宅でも10年も20年もの保証のつく時代でございますから。そういう面では、こういう公共物が10年間で、たまたま保証期間が10年間で11年目だったという、本当に珍しいことだろうと思うんですけれども、私からすれば、設計者としての道義的責任、また施工者としての道義責任があるんじゃないかと思うんですけれども、ただ、その責任は今言ったように保証期間内をちょっと外れたということですから、あり得ないんですけれども、一般的な今の建築の時代背景からしたら、私からしたら本当に責任をとってもらいたいという感じがしているわけであります。そういう中で、再発注をするわけですから、そういう面ではきちんとして、今度は20年間の保証とか、設計にも施工者にもきちんとしてそういう保証期間を取りつけるべきではないかというふうに思っているんですけれども、それらについてはいかがになっているんでしょう。

○議長（大橋信夫君） 菅原総務課長。

○総務企画課長（菅原孝治君） 私どもの気持ちも同様でございます。そういった、ただいまのご質問の内容の思もでございます。ただ、保証期間の関係につきましては、これは契約条項、これは民法ですか、そちらの方で保証期間というものは法律上決まっておりますので、10年間ということは、これはなかなか変えるということとはできないと思います。ただ、こういった状況での発注でございますので、施工業者または設計業者にもそこからは大分強く私の方でお話ししておりますし、設計金額等または施工管理の事業費等についても、かなり絞った形でお願いしていることも確かでございます。

もう一つは、反省点として、施設の管理についても十分、今後、施工者と設計者と、そういった管理のマニュアルを確実につくっていかねばならないということも必要だろうと思っておりますし、そういったことも含めまして、施工段階からきめ細かく協議をしていきたいというふうに思っております。

○議長（大橋信夫君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大橋信夫君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。



◎閉会について

○議長（大橋信夫君） 以上をもって、今期第1回涌谷町議会臨時会の会議に付された事件はすべて議了いたしました。

よって、これをもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大橋信夫君） 異議なしと認めます。

今期第1回涌谷町議会臨時会は、これをもって閉会することに決しました。



◎閉会の宣告

○議長（大橋信夫君） これをもって閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時52分